

項目	条例（抜粋）	国通知（抜粋）	今回の県通知 （国通知のほか、以下の点に留意すること）
<p>食堂の基準 （条例第4条第2項第6号、第5条第2項第6号、第6条第2項第7号）</p>	<p>（構造設備） 第4条 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、食堂及び浴室を有しなければならない。 2 前項の指定介護療養型医療施設の病室、廊下、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。 （1）～（5） （略） （6）食堂は、療養病床の入院患者が食事をするのに適した広さを有しなければならない。 以下 （略） 第5条 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。以下この条において同じ。）は、食堂及び浴室を有しなければならない。 2 前項の指定介護療養型医療施設の病室、廊下、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。 （1）～（5） （6）食堂は、療養病床の入院患者が食事をするのに適した広さを有しなければならない。</p>	<p>第3の「2 設備に関する基準」 （1）食堂や浴室、機能訓練室等の設備については、指定介護療養型医療施設の指定を受けた病棟と受けない病棟とで共用することは当然認められるが、その場合には、入院患者数等からみて必要時に使用可能な広さを有することが必要である。 （2） （略）</p>	<p>（1）食堂の面積については、一律に定めることはせず、施設における裁量を認めるものであるが、その面積を判断する際には、食堂で食事をとることが必要な患者を、過去の実績や将来の見込み等を勘案して算出し、その人数に1㎡を乗じて得た面積以上を目安とすること。 （2）食堂は、長い療養生活を送る中において癒しの場、気分転換をする場でもあり、できるだけ離床して食事をとることは大変重要であり、①の算出に当たってはこのような食堂の意義を十分に勘案されたい。</p>

項目	条例（抜粋）	国通知（抜粋）	今回の県通知 （国通知のほか、以下の点に留意すること）
	<p>以下（略）</p> <p>第6条 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、生活機能訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室を有しなければならない。</p> <p>2 前項の指定介護療養型医療施設の病室、廊下、生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>（7）食堂は、老人性認知症疾患療養病棟に係る病床の入院患者が食事をするのに適した広さを有しなければならない。ただし、前号のデイルームを食堂として使用することができるものとする。</p> <p>以下（略）</p>		
<p>非常災害に対する具体的な計画 （条例第30条）</p>	<p>（非常災害対策）</p> <p>第30条 指定介護療養型医療施設は、その立地条件を踏まえた非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p>第4の「22 非常災害対策」</p> <p>（1）、（2）（略）</p> <p>（3）基準省令第27条は、指定介護療養型医療施設の開設者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。関係機関</p>	<p>（1）計画の作成に当たっては、施設のおかれた立地条件及び施設の実態、地域の状況も踏まえ検討を行うこと。特に、施設が土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所、水防法に基づき指定された浸水想定区域、並びに津波浸水想定区域等に所在し</p>

項目	条例（抜粋）	国通知（抜粋）	今回の県通知 (国通知のほか、以下の点に留意すること)
		<p>への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に地域の消防機関への速やかに通報する体制をとるように従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。なお「非常災害に対する具体的計画」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいうこと。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定介護療養型医療施設あってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定介護療養型医療施設においても、防火管理者の責任者を定め、その者に消防計画に準じる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。</p>	<p>ているか否かを確認し、当該区域に所在している場合はその災害を想定した防災訓練、避難体制について計画に盛り込むこと。</p> <p>(2) 計画については、緊急時の体制（連絡体制、避難誘導体制等）、避難経路、避難場所等の確保、被災後の安全確認、市町村・医療機関等との協力・連絡体制の確保など施設の実態に応じた必要な事項を定めておくこと。</p>